

# 動物に関すること

クリックすると各項目へ移動します。

- [犬を飼い始めたら](#)
- [飼い犬・飼いねこが行方不明になったら](#)
- [犬・ねこを飼えなくなったら](#)
- [飼い犬・飼いねこが死亡したら](#)
- [公共の場所で飼い主不明の犬・ねこが死んでいたら](#)
- [宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業について](#)
- [公益財団法人どうぶつ基金によるさくらねこ無料不妊手術事業](#)
- [動物取扱業を営業するには](#)
- [特定動物（危険な動物）を飼養・保管するには](#)
- [化製場・畜舎等を設置するには](#)

## 犬を飼い始めたら

- 生後91日以上になったら登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（年1回）を受けさせましょう。
- 犬に鑑札と注射済票を装着しましょう。保護された場合に身元がわかります。
- 手続きは各市町担当課へお問合せください。

（市町名をクリックすると各市町のホームページへ移動します。）

- [大崎市（外部サイトへリンク）](#)
- [色麻町（外部サイトへリンク）](#)
- [加美町（外部サイトへリンク）](#)
- [涌谷町（外部サイトへリンク）](#)
- [美里町（外部サイトへリンク）](#)

## 飼い犬・飼いねこが行方不明になったら

- 保健所へお問合せください。（電話番号：0229-87-8001）
- 保護されている動物の[情報](#)を見ることができます。

（下のリンクをクリックすると保護動物情報へ移動します。）

[大崎保健所管内保護動物情報](#)

## 犬・ねこを飼えなくなったら

- もう一度考えてください。引取られた犬・ねこのほとんどは殺処分されています。

(十分に理解し、引取りを希望する場合は下のページをクリックしてください。)

[犬・ねこ引取り案内のページ](#)

## 飼い犬・飼いねこが死亡したら

- 登録してある犬が死んでしまったら市役所・役場へ犬の鑑札と死亡届を提出してください。
- 処理にお困りの方は下のリンク先の施設に御相談ください。

[大崎市 | 暮らしのガイド | ペットが亡くなったとき \(外部サイトへリンク\)](#)

## 公共の場所で飼い主不明の犬・ねこが死んでいたら

- 市役所（総合支所）または役場（支所）まで御連絡願います。

連絡先の表

|     |           |              |
|-----|-----------|--------------|
| 大崎市 | 古川本庁環境保全課 | 0229-23-6074 |
|     | 松山総合支所    | 0229-55-2111 |
|     | 三本木総合支所   | 0229-52-5830 |
|     | 鹿島台総合支所   | 0229-56-7111 |
|     | 岩出山総合支所   | 0229-72-1211 |
|     | 鳴子総合支所    | 0229-82-2191 |
|     | 田尻総合支所    | 0229-39-1111 |
| 色麻町 |           | 0229-65-2111 |
| 加美町 | 中新田本庁     | 0229-63-3112 |
|     | 小野田支所     | 0229-67-2111 |
|     | 宮崎支所      | 0229-69-5111 |
| 涌谷町 |           | 0229-43-2111 |
| 美里町 | 小牛田本庁     | 0229-33-2114 |
|     | 南郷庁舎      | 0229-58-2371 |

## 宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業について

- 県と公益社団法人宮城県獣医師会が連携し、平成26年9月1日から「飼い主のいない猫の不妊去勢事業」が始まりました。
- 助成費：雄6,000円、雌：12,000円
- 詳細は、[公益財団法人宮城県獣医師会のホームページ（外部サイトヘリンク）](#)をご覧ください。

## 公益財団法人どうぶつ基金によるさくらねこ無料不妊手術事業

- 公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携をして、TNR事業を行います。
- 「さくらねこ無料不妊手術事業」とは飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。
- さくらねこTNRについては、[公益財団法人どうぶつ基金のホームページ（外部サイトヘリンク）](#)をご覧ください。

## 動物取扱業を営業するには

- 登録が必要です。
- 動物取扱責任者（資格要件があります）の配置が必要です。
- 手続きは保健所へお問合せください。（電話：0229-87-8001）
- 下のリンクを参考にして下さい。

[動物取扱業を始めるには登録が必要です（食と暮らしの安全推進課HP）](#)

## 特定動物（危険な動物）を飼養・保管するには

- 許可が必要です。
- 手続きは保健所へお問合せください。（電話：0229-87-8001）
- 下のリンクを参考にして下さい。

[特定動物（危険な動物）の飼養または保管の許可について（環境省HP）（外部サイトヘリンク）](#)

## 化製場・畜舎等を設置するには

- 牛、馬、豚、めん羊、やぎの死体を処理、解体、埋却するには許可が必要です。
- 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、鶏、あひるを飼養または収容する場合、許可が必要な場合があります。

[死亡獣畜の適正処理・指定地域内での畜舎設置（食と暮らしの安全推進課HP）](#)

お問い合わせ先

北部保健福祉事務所（大崎保健所）獣疫薬事班

大崎市古川旭四丁目1-1

電話番号：0229-87-8001

ファックス番号：0229-22-9449

## 宮城県公式Webサイト

法人番号8000020040002

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-2111

Copyright © Miyagi Prefectural Government All Rights Reserved.